

第1章 計画の背景と目的等

1. 計画の背景

本市では、平成9（1997）年3月に「成田市住宅マスタープラン」を策定し、『住んでみたい・ずっと住んでいたい成田の住まいとまちづくり』を基本理念とし、各種住宅施策を展開してきました。

その後、住生活基本法の制定に伴い、平成22（2010）年3月には「成田市住生活基本計画」、令和2（2020）年3月には「第2次成田市住生活基本計画」を策定し、住宅ストック・住宅市場・まちづくり・住宅セーフティネット等を主要な視点とし、住宅施策に取り組んでいるところです。

しかしながら、少子高齢化を見据えたまちづくりの新たな視点等が必要となるなど、本市の住生活を取り巻く環境の変化に対する柔軟な対応が求められてきています。

このようなことから本計画は、本市の将来を見据え、更には、本市のまちづくりの方向性に沿った新たな施策を検討することで、これまで以上に実効性の高い計画を策定するものです。

2. 計画の目的

第2次成田市住生活基本計画は、これまでの住生活施策を継続しつつ、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する理念、目標並びに推進すべき施策の方向性等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定することを目的に取り組むものです。

3. 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法に基づく「住生活基本計画（全国計画）」、「第4次千葉県住生活基本計画」及び「成田市総合計画『NARITA みらいプラン』」などの上位計画における住生活・住環境に関する内容等を踏まえ、住宅施策に関する横断的かつ総合的な計画とするため、市営住宅長寿命化計画への反映や耐震改修促進計画等の各種計画との整合性を図るもので

ます。また、併せて「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）」第3条の2に基づく計画として位置付けます。

4. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間を計画期間とし、概ね5年を目途に、住生活を取り巻く環境の変化に応じ、適宜見直しを行うこととしていることから、5年を経過した令和7年度に見直しを行いました。また、本計画は、法令改正及び国や県の計画との整合性を図る必要があることから、国や県の計画に合わせ計画期間を令和12（2030）年度までに変更します。

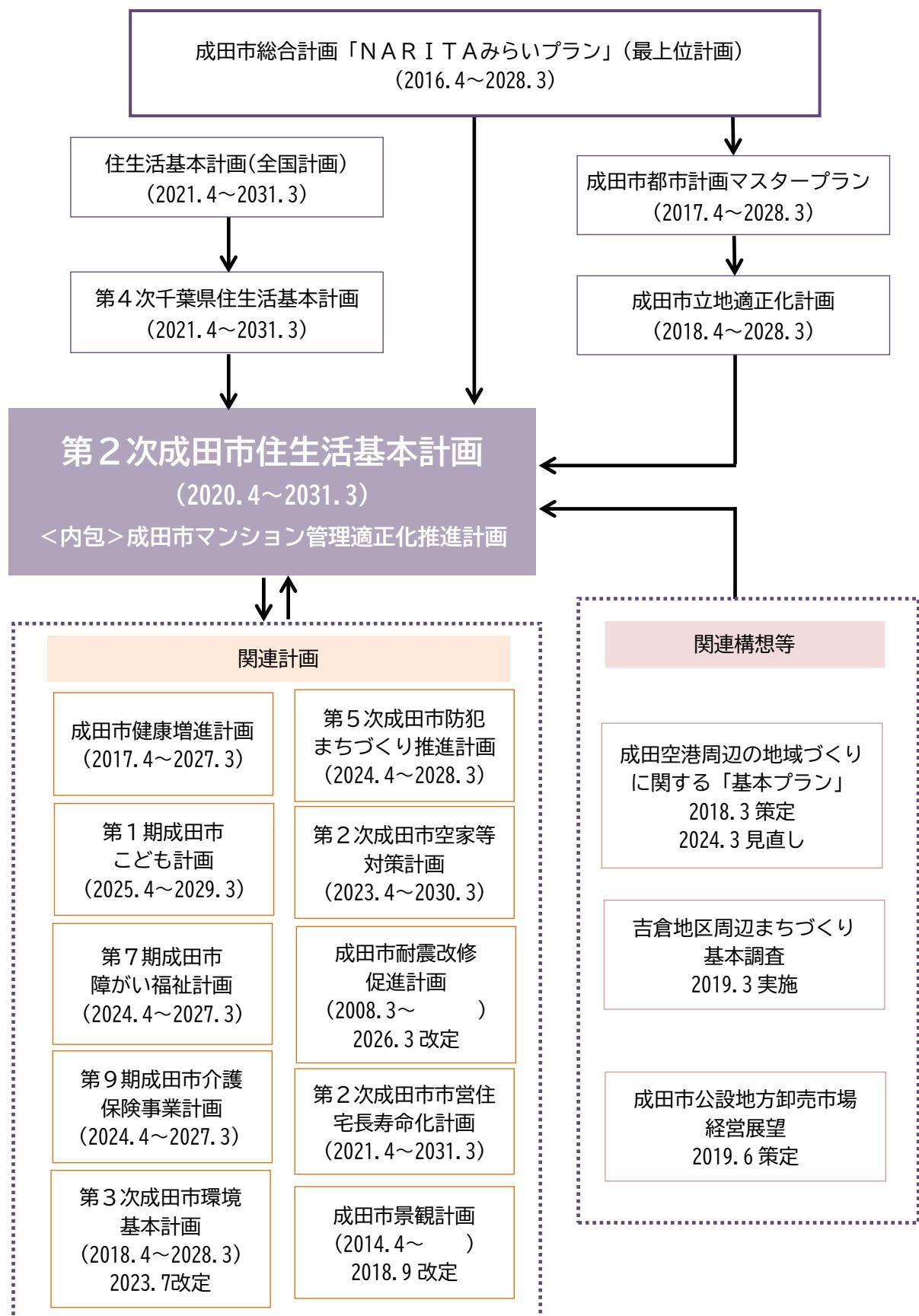


図1-1 第2次成田市住生活基本計画の位置付け

5. SDGs の推進

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指すために取り組むべき国際目標であり、17のゴールが掲げられています。

本市の最上位計画である「成田市総合計画『NARITA みらいプラン』」や関連計画等において、SDGsの理念を取り入れ、持続可能なまちづくりの実現のための施策を関連付けており、住宅政策においてもその実現に取り組むことが必要なことから、住宅、福祉、環境、防災など、各分野にわたり関連要素に配慮しながら計画を推進していきます。

